

桑名市長 伊藤 徳宇 様

桑名市情報公開・個人情報保護審査会
会長 石坂 俊雄

桑名市情報公開条例の見直しについて（答申）

平成27年12月18日付け総第279号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

桑名市情報公開条例は、市町合併に伴い平成 16 年 12 月に制定され、法令の改正や事務手続きの見直しに係る改正を、随時行ってきているが、制度全体を見直すような大幅な改正は行わず現在に至っている。

しかし、市民の情報公開に対する意識の高まりや、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」との整合性を図る必要性が生じたこと、及び全面改正され今年 4 月から施行された新たな「行政不服審査法」に対し、よりの確に対応するために、桑名市の情報公開制度の見直し及び必要な条例の改正について意見を求められた。

2 答申内容

(1) 定義に関する事項（第 2 条関係）〔新条例第 2 条〕

- ① 現行条例では、公文書の定義（条例第 2 条第 2 号）は、「職員が職務上作成・取得し、管理しているもので、決裁又は供覧の手續が終了したもの、又はそれに準ずるもの」と定めているが、「決裁又は供覧の手續き」が成されていなくとも職員が職務上作成・取得し、管理していれば公文書とされる考え方が一般的となっており、市民への情報の公開を進める観点からも、改正が必要と考えている。また、同時に、除外されるものとして、「販売することを目的として発行されるもの」、「公にされ又は公にされることが予定されているもの」、「文書、図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録」を定めるものである。

その他、公文書の開示を請求しようとする者又は開示を請求した者を「開示請求者」と定義するとの諮問であるが、

- ② 「平成 26 年 3 月 31 日付、桑名市情報公開・個人情報審査会答申第 51 号」において付言したとおり、「決裁又は供覧の手續きが終了したもの

という市情報公開条例第2条の文言は、情報公開条例が制定され始めた時代の主流の考え方であったが、最近では当該要件を要求する条例も少数となっていることから、早急に改正されるべきである」ため、適当であると認められる。

(2) 利用者の責務（第4条関係）〔新条例第4条〕

- ① 利用者（新条例では開示請求者）は、適正な請求に努めることとする規定を付加することについての諮問であるが、
- ② 適当であると認められる。

(3) 公文書の開示義務に関する事項（第6条関係）〔新条例第7条〕

- ① 三重県・他市の状況も踏まえながら、桑名市個人情報保護条例の非開示情報との整合性を図るとの諮問であるが、
- ② 適当であると認められる。

(4) 部分開示に関する事項（第7条関係）〔新条例第8条〕

- ① 非開示情報を除くと有意な情報が残らない場合は、行政にとって負担であり、開示請求者にも負担が及ぶため、情報公開法の規定に準じて、その様な場合は、部分開示の義務を負わなくするものである。また、個人に関する情報のうち、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除く部分（公にしても個人の権益が侵されないものに限る）については、開示できる旨を規定することについての諮問であるが、
- ② 適当であると認められる。

(5) 事案の移送に関する事項（新規）〔新条例第14条〕

- ① 実施機関間で事案の移送をする場合の要件、手続、効果を明記し、開示請求者の利益が損なわれないようにすることについての諮問であるが、
- ② 適当であると認められる。

(6) 第三者照会に関する事項（第12条関係）〔新条例第15条〕

- ① 第三者照会は文書により行うことを明記するものである。
- ② 適当であると認められる。

(7) 開示の実施に関する事項（第15条関係）〔新条例第16条〕

- ① 当初閲覧で申請したが、開示決定後に写しの交付を受けたい場合などに対応するため、新たに1項を追加することについての諮問であるが、
- ② 4項の「ただし」の次に「当該期間内に」を追加した方が適当である。その余の規定は特に問題がない。

(8) 審査請求に係る手続に関する事項（新規）〔新条例第21、22条〕

- ① 情報公開・個人情報保護審査会に諮問する場合は、諮問機関から審査請求人等へ通知を行うこととする。また、市議会になされた各種会議に係る情報公開については、市議会の申し合わせにおいて、「今後の行政運営に重大な影響を及ぼすものと考えられる場合は、各会議に

において協議のうえ、非公開とすることができる」旨が定められていることから、当該案件に係る審査請求については、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を任意とすることについての諮問であるが、

- ② 適当であると認められる。
- (9) 意見書の提出の機会を与えられた第三者からの審査請求に関する事項（新規）[新条例第 20 条 3 項、第 23 条]
 - ① 第三者の権利権益に最大限配慮するため、開示決定に対する当該第三者からの審査請求があった場合は、審査会の答申を受けるまで当該開示を停止するとともに、当該第三者から提出された審査請求が却下された場合、または、審査請求の結果、新たに当該第三者に係る情報が開示される場合は、開示まで 14 日間を置くとともに通知を行うこととすることについての諮問であるが、
 - ② 適当であると認められる。
- (10) 情報公開・個人情報保護審査会に関する事項（第 18 条関係）[新条例第 25 条～33 条]
 - ① 審査審議に関する規定を条例において定めるとともに、行政不服審査法における審査会の規定に準じて、情報公開・個人情報保護審査会の審査審議に係り提出される資料等について、審査請求人等の閲覧及び写しの交付に関する規定を定めるとともに、審査審議の手続きについては、一般には非公開とする規定を設けることについての諮問であるが、
 - ② 適当であると認められる。
- (11) 会議の公開に関する事項（新規）[新条例第 35 条]
 - ① 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議は原則公開とし、公開しない場合の要件を定めることについての諮問であるが、
 - ② 適当であると認められる。
- (12) その他
上記以外、気づいた点について答申する。

第 1 条(目的) の条項に市民の知る権利を明確にするため「市民の知る権利を保障」と明記し、「公文書の一層の開示を図り」との文言を条項に入れるのが適当である。

当審査会では、諮問がなされた後、鋭意検討を進め、以上のとおりの結論になり、この度、審査会としての「桑名市情報公開条例（案）」（別添）がまとまりましたので、答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年12月18日	・ 諮問書の受理
平成28年 3月17日	・ 第1回審議
平成28年 6月27日	・ 第2回審議
平成28年 7月27日	・ 第3回審議

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大 学 准 教 授
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大 学 教 授